



県章

滋賀県公報

令和2年(2020年)
7月14日
第122号
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に登載するもの)

○ 告示	示	
※滋賀県知事印および滋賀県印の種類、形状、寸法、使用区分および管守区分の一部改正(総務課)	1
令和2年度陸上、海上および航空自衛官候補生の募集(市町振興課)	1
保安林の指定施業要件の変更の通知(森林保全課)	2
通知の相手方が知れない保安林の指定施業要件の変更予定に係る掲示の要旨(森林保全課)	2
障害者の雇用の促進等に関する法律による障害者就業・生活支援センターの事務所の所在地変更の届出(労働雇用政策課)	2
○ 公告	告	
環境影響評価方法書の縦覧公告(都市計画課)	3
環境影響評価方法書に係る説明会開催の公告(都市計画課)	3
○ 農業農村振興事務所公告		
土地改良区役員退任および就任公告(東近江)	4

告示

滋賀県告示第289号

昭和43年滋賀県告示第247号(滋賀県知事印および滋賀県印の種類、形状、寸法、使用区分および管守区分)の一部を次のように改正する。

令和2年7月14日

滋賀県知事 三日月 大造

第1号滋賀県知事印の項を次のように改める。



呼称	第1号滋賀県知事印
寸法	27ミリメートル平方
字体	てん書
主用途	本庁における一般的な知事の権限に属する事務および大津市内の地方機関(大津合同庁舎に所在する地方機関を除く。)の長等の専決事項に係る公文書用
管守	総務課

付則

- この告示は、令和2年8月1日から施行する。
- 改正前の第1号滋賀県知事印の項の規定による滋賀県知事印の印影で文書に印刷されているものについては、令和2年度に限り、使用することができる。

滋賀県告示第290号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条、第117条第1項および第118条の規定に基づき、令和2年度陸上、

海上および航空自衛官候補生の募集について、次のとおり告示する。

令和2年7月14日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 募集期間 令和3年3・4月採用自衛官候補生(男子・女子) 令和2年7月13日(月)から令和2年9月9日(水)まで
- 2 試験期日 令和2年9月24日(木)、同月26日(土)および同月27日(日)のうち指定する1日
- 3 試験場の位置および名称 大津市京町三丁目1番1号 大津びわ湖合同庁舎

滋賀県告示第291号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和2年7月14日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 犬上郡多賀町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
多賀町(次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法、期間および樹種 次のとおりとする。
(「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および多賀町役場に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第292号

令和2年滋賀県告示第50号で告示した保安林の指定施業要件の変更予定について、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により、当該森林の所有者および当該森林に関し登記した権利を有する者にそれぞれ通知したが、次に掲げる森林については、その相手方が知れないので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を長浜市役所の掲示場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和2年7月14日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林のうち通知の相手方が知れない部分の所在場所 長浜市小室町字割谷707、719、字南方748、749、750、751-1
- 2 通知の内容の要旨 令和2年滋賀県告示第50号のとおり

滋賀県告示第293号

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第27条第1項の規定に基づき障害者就業・生活支援センターとして指定した者のうち、次の者から事務所の所在地変更の届出があった。

令和2年7月14日

滋賀県知事 三日月 大造

名 称	事務所の旧所在地	事務所の新所在地
社会福祉法人ひかり福祉会	彦根市西今町87-16N a S u 8-103	彦根市大藪町2638番地(すこやか・あんしんセンター明日香内)

公 告

環境影響評価方法書の縦覧公告

環境影響評価法(平成9年法律第81号。以下「法」という。)第40条第2項の規定により読み替えて適用される法第5条第1項の規定に基づき、国道8号彦根～東近江(仮称)に係る環境影響評価方法書を作成し、滋賀県知事、東近江市長、近江八幡市長、彦根市長、愛荘町長、豊郷町長、甲良町長および多賀町長に送付しましたので、法第40条第2項の規定により読み替えて適用される法第7条の規定に基づき次のとおり公告し、当該環境影響評価方法書および要約書を縦覧に供します。

令和2年7月14日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 法第38条の6第1項に規定する都市計画決定権者の名称 滋賀県
- 2 事業予定者の名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地 国土交通省近畿地方整備局 近畿地方整備局長 井上智夫 大阪府大阪市中央区大手前一丁目5番44号
- 3 都市計画対象道路事業の名称等
 - (1) 名称 国道8号彦根～東近江(仮称)
 - (2) 種類 法第2条第2項第1号イに規定する一般国道の改築の事業
 - (3) 規模 延長約23km、4車線道路
- 4 都市計画対象道路事業が実施されるべき区域 東近江市、近江八幡市、彦根市、愛知郡愛荘町、犬上郡豊郷町、犬上郡甲良町および犬上郡多賀町
- 5 都市計画対象道路事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲 東近江市、近江八幡市、彦根市、愛知郡愛荘町、犬上郡豊郷町、犬上郡甲良町および犬上郡多賀町
- 6 環境影響評価方法書および要約書の縦覧場所
国土交通省近畿地方整備局滋賀国道事務所計画課(大津市竜が丘4番5号)
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室(大津市京町四丁目1番1号)
滋賀県東近江環境事務所(東近江市八日市緑町7番23号)
滋賀県湖東環境事務所(彦根市元町4番1号)
東近江市都市整備部広域事業推進課(東近江市八日市緑町10番5号)
近江八幡市都市整備部土木課(近江八幡市安土町小中1番地8)
彦根市都市建設部道路河川課(彦根駅西口仮庁舎)(彦根市大東町2番28号)
愛荘町建設・下水道課(愛知郡愛荘町安孫子825番地)
愛荘町くらし安全環境課(愛知郡愛荘町愛知川72番地)
豊郷町地域整備課(犬上郡豊郷町大字石畑375番地)
甲良町建設水道課(犬上郡甲良町大字在土353番地1)
多賀町地域整備課(犬上郡多賀町大字多賀324)
なお、令和2年7月14日から令和2年8月13日までの間、滋賀県のホームページでも電子縦覧を行います。
- 7 環境影響評価方法書および要約書の縦覧の期間および時間 令和2年7月14日から令和2年8月13日までの各縦覧場所における執務時間内
- 8 意見書の提出 当該環境影響評価方法書について、環境保全の見地から意見のある方は、令和2年7月14日から令和2年8月27日までの間に滋賀県土木交通部都市計画課都市計画係(大津市京町四丁目1番1号)宛てに意見書を郵送(必着)または持参してください。なお、縦覧期間中であれば、6の縦覧場所でも提出いただけます。
- 9 この公告で示した事項に係る問合せ先
環境影響評価方法書および要約書の縦覧に関すること 滋賀県土木交通部都市計画課 電話 077-528-4182
都市計画対象道路事業に関すること 滋賀県土木交通部道路整備課 電話 077-528-4142

環境影響評価方法書に係る説明会開催の公告

環境影響評価法(平成9年法律第81号。以下「法」という。)第40条第2項の規定により読み替えて適用される法第7条の2第1項の規定に基づき、国道8号彦根～東近江(仮称)に係る環境影響評価方法書について説明会を開催しますので、同条第2項の規定に基づき次のとおり公告します。

令和2年7月14日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 法第38条の6第1項に規定する都市計画決定権者の名称 滋賀県
 - 2 事業予定者の名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地 国土交通省近畿地方整備局 近畿地方整備局長 井上智夫 大阪府大阪市中央区大手前一丁目5番44号
 - 3 都市計画対象道路事業の名称等
 - (1) 名称 国道8号 彦根～東近江(仮称)
 - (2) 種類 法第2条第2項第1号イに規定する一般国道の改築の事業
 - (3) 規模 延長約23km、4車線道路
 - 4 都市計画対象道路事業が実施されるべき区域 東近江市、近江八幡市、彦根市、愛知郡愛荘町、犬上郡豊郷町、犬上郡甲良町および犬上郡多賀町
 - 5 都市計画対象道路事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲 東近江市、近江八幡市、彦根市、愛知郡愛荘町、犬上郡豊郷町、犬上郡甲良町および犬上郡多賀町
 - 6 説明会を開催する日時および場所

令和2年7月21日(火) 五個荘コミュニティセンター1階大ホール(東近江市五個荘小幡町318)

令和2年7月27日(月) 豊郷町地域総合センター豊郷町隣保館(犬上郡豊郷町大字安食南299-1)

令和2年7月28日(火) 鳥居本地区公民館1階大会議室(彦根市鳥居本町1491-6)

令和2年7月30日(木) 安土町総合支所1階 情報交流室(近江八幡市安土町小中1番地8)

令和2年8月1日(土) ハーティーセンター秦荘 中ホール(愛知郡愛荘町安孫子822番地)

令和2年8月2日(日) 多賀町ふれあいの郷 3F 多目的運動室(犬上郡多賀町多賀221-1)

令和2年8月6日(木) 甲良町保健福祉センター 多目的研修室(犬上郡甲良町大字在士357番地1)
- ※ 開催時間について、7月21日、7月27日、7月28日、7月30日、8月6日は19時から20時30分まで、8月1日、8月2日は14時から15時30分までとします。
- ※ 開催30分前から受付を開始します。
- ※ 事前申込みは不要です。
- ※ 説明会開催に当たりましては、新型コロナウイルス感染症対策として、以下の対応をとらせていただきます。
- 当日は出席者の連絡先を確認させていただきます。
 - 説明会への出席は以下に該当する方に限らせていただきます。
 - ・ 当日に発熱がない方
 - ・ 当日に咳症状がない方
 - ・ 濃厚接触者の経過観察期間に該当しない方
 - ・ マスクを着用している方
 - 会場の定員を超えた段階で、出席をお断りさせていただきます。(会場の定員とは、1m以上席間隔をとった場合の定員となります。)
- 7 この公告で示した事項に係る問合せ先 滋賀県土木交通部道路整備課 電話 077-528-4142

農業農村振興事務所公告

土地改良区役員退任および就任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、上平木町土地改良区から次のとおり役員が退任および就任した旨の届出があった。

令和2年7月14日

滋賀県東近江農業農村振興事務所長 山本孝司

1 退任

理事および監事の別	氏名	住所
理事	小西 安治	東近江市上平木町1375番地
〃	平井 康博	同 所1386番地
〃	大澤 隆藏	同 所1440番地
〃	安藤 治三郎	同 所1424番地
〃	小澤 清一郎	同 所1471番地
〃	木戸 正行	同 所1566番地

〃	中西伝平	同	所858番地
〃	北川茂和	同	所1373番地
〃	澤地光男	同	所1359番地
〃	中西弥三郎	同	所1453番地
〃	村井三喜夫	同	所1460番地
〃	大澤由次	同	所1477番地
監事	中西長嗣	同	所1523番地
〃	木村新治	同	所1497番地
〃	西山幸男	同	所1367番地

2 就任

理事および監事の別	氏名	住 所
理 事	小西安治	東近江市上平木町1375番地
〃	平井康博	同 所1386番地
〃	安藤治三郎	同 所1424番地
〃	小澤清一郎	同 所1471番地
〃	木戸正行	同 所1566番地
監 事	中西長嗣	同 所1523番地
〃	龍華由親	同 所1484番地

